サンプリング方法指定書

年 月 日に 事業場(所在地:)で行う個人ばく露測定のサンプリングの方法を次に掲げるとおりに指定する。 作業場 サンプリン サンプ 測定対象者 測定対象 使用する試料採取機 使用するポン 機材の数 サンプリング後、回 備考 の名称 グ対象の作 リング (所属部 物の名称 器の型式及び取扱い プの型式及び ポンプの台数 収されるまでの間の 業内容 時間数 署) 上の注意 流量等 捕集器具の数 試料採取機器の保管 方法

測定が適切に行われているかを監視し、測定結果に影響を与えると考えられる出来事についてはその内容を記録すること。

粉じん測定等を行う場合は、サンプリング時間内での喫煙は測定に影響を与えることもあるので、測定対象者が喫煙中はポンプを停止する等の必要な対応を講じること。

ポンプ停止などの異常時等には、速やかに以下に連絡すること。サンプリングを終了したときは、速やかに以下に連絡すること。

 \Box

月

年

デザイン及びサンプリング資格者	:	(所属:)

連絡先:

電子メールアドレス: @

【記載例】サンプリング方法指定書

令和年月日に事業場(所在地:県市市)で行う個人ばく露測定のサンプリングの方法を次に掲げるとおりに指定する。

국 시 1	7 46	于木物	(7)111111111111111111111111111111111111	ㅠ リ	,		路別にひりフノフ	ノフクの川仏を外に強ける	
作業場	サンプリン	サンプ	測定対象者	測定対象	使用する試料採取機	使用するポン	機材の数	サンプリング後、回	備考
の名称	グ対象の作	リング	(所属部	物の名称	器の型式及び取扱い	プの型式及び	ポンプの台数	収されるまでの間の	
	業内容	時間数	署)		上の注意	流量等	捕集器具の数	試料採取機器の保管	
								方法	
ショッ	ショットブラ	8 時間	A氏、B氏	粉じん	GS-3 サイクロン	エアーサンプリン	サイクロン:	サンプラーを垂直に保ち常	測定対象者が喫煙する場合
トブラ	ストによる研	(昼休	(所属部署)		サンプラーはできるだけ	グポンプ	2 セット	温で保管する。	は、喫煙中はポンプを停止
スト作	磨	憩時間			垂直を保つこと	AirChek Connect	ポンプ:2台		すること。
業場		を除				2.75 L/min	ホース:2本		
		<.)							
24 25 45		+			7 D 1 D 200 1 d 1 d 1 d 1 d 1 d 1 d 1 d 1 d 1 d 1		>= 1:1 : 11		- (3/1) - (-1) - (-1)
洗浄作	トリクレンに	8時間	C氏、D氏	トリクロロ	球状活性炭チューブ 258A	パーソナルミニポ ンプ	活性炭チューブ:	球状活性炭チューブの両端	ホースが外れるなど異常が
業場	よる製品の超 音波洗浄	(昼休 憩時間	(所属部署)	エチレン	サンプラーはできるだけ 垂直を保つこと	クノ PMP-001 型	6 本 チューブカバー:	にキャップをして、冷暗所 で保管する。	発生した場合は、サンプリ ング時間は短くなるが、再
	日収流净	を除			垂直を休りこと また、午前と午後とで別	100 mL/min	アユーノカハー: 3本	で体官する。	フク时间は短くなるが、円 度準備して測定を実施する
		く。)			の活性炭チューブを使用	100 1112/111111	ポンプ:3台		及 年 備 ひ に 別 足 を 夫 旭 す る こと。
		(0)			すること		ホース:3本		C C °
					, , , ,		予備 1 セット		
メッキ	製品の硬質ク	8 時間	E氏、F氏	重クロム酸	ミゼットインピンジャー	エアーサンプリン	ミゼットインピン	ミゼットインピンジャーの	ポンプ側への捕集液吸込み
作業場	ロムメッキ	(昼休	(所属部署)	及びその塩	捕集液:精製水 5 mL	グポンプ	ジャー:2セット	試料採取口及び吸引ポンプ	が見られたら、サンプリン
		憩時間			捕集液は、4~6 mL を保つ	GilAir PLUS	ポンプ:2台	接続口にキャップをして、	グを中止して、欠損データ
		を除			ように補充すること	3.0 L/min	ホース:2本	常温で保管する。	として取扱うこと。
		<.)			サンプラーはできるだけ 垂直を保つこと				
組立作	製品への接着	8 時間	G氏、H氏	アセトン、	単旦を休りこと 有機ガスモニター		 有機ガスモニタ	サンプラーのキャップを閉	
組立TF 業場	窓品への接着 剤塗布	(昼休		メチルエチルケ			有機ガスモータ 一:3 セット	サフフラーのキャッフを闭 めて乾燥剤とともにアルミ	
** -%	13±16	憩時間		トン	サンプラー表面を被服等	_	予備 1 セット	袋に入れ、シーラー棒でア	
		を除			で隠さないこと		, im , i	ルミ袋を密閉し、冷暗所で	
		<.)						保管する。	

測定が適切に行われているかを監視し、測定結果に影響を与えると考えられる出来事についてはその内容を記録すること。

粉じん測定等を行う場合は、サンプリング時間内での喫煙は測定に影響を与えることもあるので、測定対象者が喫煙中はポンプを停止する等の必要な対応を講じること。

ポンプ停止などの異常時等には、速やかに以下に連絡すること。サンプリングを終了したときは、速やかに以下に連絡すること。

令和 年 月 日

株式会社 代表取締役社長 殿

デザイン及びサンプリング資格者:〇〇 〇〇 (所属:

電子メールアドレス: @

サンプリング実施結果報告書

別紙 2

年 月 日付けサンプリング方法指定書に基づき、 事業場(所在地: 実施結果は次のとおり。) で行った個人ばく露測定のサンプリングの

作業場の 名称	サンプリン グ対象の作	サンプリン グ時間	気温・湿 度・気流	測定対象者 (所属部署)	使用した試料採取機器 の型式及び識別番号	使用したポンプの 型式及び識別番号	サンプリング中の 異常等	その他特記事項 (作業状況等)
	業内容					並びに流量等		

牛	月	H							
			殿						
				+	サンプリング	資格者:	(所属:	,)
				ì	連 絡	先:			
				Ē	電子メールア	ドレス:	@		

【記載例】サンプリング実施結果報告書

令和 年 月 日付けサンプリング方法指定書に基づき、 事業場(所在地: 県 市)で行った個人ばく露測定のサンプリングの実施結果は次のとおり。

作業場の 名称	サンプリン グ対象の作 業内容	サンプリン グ時間	気温・湿 度・気流	測定対象者 (所属部署)	使用した試料採取機器 の型式及び識別番号	使用したポンプの 型式及び識別番号 並びに流量等	サンプリング中の 異常等	その他特記事項 (作業状況等)
ショット ブラスト 作業場	ショットブ ラストによ る研磨	9:00~10:00 10:10~12:00 13:00~15:00 15:10~18:00 作業に従事 する全時間で サンプリング を実施	% ~ m/s	A氏 (所属部署)	GS-3 サイクロン (識別番号: No,1)	エアーサンプリン グポンプ AirChek Connect (識別番号:No,1) 2.75 L/min	サンプリング中に、 ポンプの停止やホー スが外れるなどの異 常は、特段確認され なかった。	・サンプリング中に 喫煙の申し入れが あったため、喫煙 中の 20 分間はポ ンプを停止した。 ・定常作業であっ た。
ショット ブラスト 作業場	ショットブ ラストによ る研磨	8:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	% ~ m/s	B氏 (所属部署)	GS-3 サイクロン (識別番号:No,2)	エアーサンプリン グポンプ AirChek Connect (識別番号:No,2) 2.75 L/min	サンプリング中に、 ポンプの停止やホー スが外れるなどの異 常は、特段確認され なかった。	定常作業であった。

今和	年	月	H

殿

サンプリング資格者: 〇〇 〇〇 (所属:)

連 絡 先: XXX-XXXX-XXXX電子メールアドレス: @

個人ばく露測定実施時の作業状況等の記録 (年月日)

作業場(作業場の名称 ショットブ		ブラスト作業場	測定対象者 (所属部署)	A氏 (所属部署)
時刻	作業	場所		作業内容	
8:00 ~ 9:00	ショットブ:	ラストNo.1	朝礼(8:00~8:10)	
9:00 ~ 10:00	ショットブラ	ラストNo.1	部品のショットブラ 休憩 (10∶00 ~ 10∵		を載せたパレットの運搬
10:00 ~ 11:00	ショットブ	ラストNo.1	部品のショットブラ	ストによる研磨及び部品	を載せたパレットの運搬
12:00 ~ 13:00	昼位	木み			
13:00 ~ 14:00	ショットブ	ラストNo.2	部品のショットブラ	ストによる研磨及び部品	を載せたパレットの運搬
14:00 ~ 15:00	ショットブ	ラストNo.2	部品のショットブラ	ストによる研磨及び部品	を載せたパレットの運搬
15:00 ~ 16:00	ショットブ	ラストNo.2	部品のショットブラ 休憩 (15∶00 ~ 15∵		を載せたパレットの運搬
16:00 ~ 17:00	ショットブ:	ラストNo.2	部品のショットブラ		を載せたパレットの運搬
17:00 ~ 18:00	ショットブ	ラストNo.2	部品のショットブラ 終礼 (17:50 ~ 18:0		を載せたパレットの運搬

設備の稼働状況及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項等の概要

〔設備、排気装置の稼働状況〕 ショットブラスト装置:4台稼働

局所排気装置:全ての局所排気装置が作業中、常時稼働

(ドア、窓の開閉、気流の状況)

出入口:開

窓:開

気流の状態:隣接する作業場からショットブラスト作業場に、粉じんを含む気流の流入あり。

〔その他特記事項〕

ショットブラスト装置および局所排気装置にトラブルはな〈、作業は定常状態で行われた。 部品を載せたパレットは、パレットトラックにより人力で運搬。

機械器具その他の設備の内容について

4 Paled 1= == == 4	/_ \// == + \= + \+ \
試料採取器 1	作業環境測定基準(昭和51年労働省
	告示第46号)第1条第1項第1号に規
	定する液体捕集方法で用いられるもの
	(附属品一式を含む。)
	同項第2号に規定する固体捕集方法
	で用いられるもの(附属品一式を含
	む。)
	同項第3号に規定する直接捕集方法
	で用いられるもの(附属品一式を含
	む。)
	同項第5号に規定するろ過捕集方法
	で用いられるもの(附属品一式を含
	む。)
分粒装置 1	作業環境測定基準第2条第2項に規定す
	る特性を有するもの
相対濃度測定器 1、2	作業環境測定法施行規則(昭和50年労働
	省令第20号)第2条第1項第2号に規定
	するもの
検知管式ガス測定器 1、2	作業環境測定法施行規則第2条第1項第
	1号に規定するもの(附属品を含む。)

- 1 労働者の身体に装着することができるものに限る。
- 2 現時点では、これらの機器を労働者の身体に装着して測定を行うことは一般的でないため、当面の間、保有していなくても差し支えない。

「同等以上の知識経験を有する者」について

個人ばく露測定講習の区	講師の条件関係
分	
1 デザイン等講習(登録	表各項の「同等以上の知識経験を有する
省令第1条の2の44の	者」は、次に掲げる者が該当すること。
19第1項第3号イ関係)	1 公益社団法人日本作業環境測定協
	会の認定オキュペイショナルハイジ
	ニスト又は国際オキュペイショナル
	ハイジニスト協会(IOHA)の国別認証
	を受けている海外のオキュペイショ
	│ ナルハイジニスト若しくはインダス │
	トリアルハイジニストの資格を有す
	る者
	2 公益社団法人日本作業環境測定協
	会の作業環境測定インストラクター
	に認定されている者
2 サンプリング講習(登	表各項の「同等以上の知識経験を有する
録省令第1条の2の44	者」は、次に掲げる者が該当すること。
の19第1項第3号口関	1 公益社団法人日本作業環境測定協
係)	会の認定オキュペイショナルハイジ
	ニスト又は国際オキュペイショナル
	ハイジニスト協会(IOHA)の国別認証
	を受けている海外のオキュペイショ
	ナルハイジニスト若しくはインダス
	トリアルハイジニストの資格を有す
	る者
	2 公益社団法人日本作業環境測定協
	会の作業環境測定インストラクター
	に認定されている者

実技試験の実施方法

個人ばく露測定講習の区分	実施方法
デザイン等講習	各種試料採取機器 1の中から、
	指示した測定対象物質に応じた試
	料採取機器 1を選択させるととも
	にそれらの機器を実際に使用する
	状態に連結させる。
	各種簡易測定機器 1の中から、
	指示した測定対象物質に応じた簡
	易測定機器 ^{1、 2} を選択させると
	ともに、その使用方法を聞く。
サンプリング講習	指定した試料採取機器 1を実際
	に使用する状態に連結させる。
	指定した簡易測定機器 1、2の
	使用方法を聞く。

- 1 労働者の身体に装着することができるものに限る。
- 2 現時点では、簡易測定機器を労働者の身体に装着して測定を行うことは一般的でないため、当面の間、実技試験の科目に含まなくても差し支えない。